

「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針の一部改正案に関する意見募集の結果について

令和5年12月13日  
国土交通省住宅局  
総務省地域力創造グループ

国土交通省では、令和5年10月25日(水)から令和5年11月23日(木)までの期間において、「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針の一部改正案」について意見募集を行いました。寄せられた御意見及びそれに対する考え方を別添のとおり取りまとめましたので公表いたします。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました皆様方に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- (1) 意見募集期間：令和5年10月25日(水)から令和5年11月23日(木)
- (2) 周知方法：電子政府の総合窓口(e-Gov)
- (3) 意見提出方法：電子メール、e-Gov意見提出フォーム、郵送、FAX

2. 意見数

提出意見 97 件（うち本件と関連のないもの 3 件）

3. お問い合わせ先

国土交通省住宅局住宅総合整備課 パブリックコメント担当  
電話番号 03-5253-8111